

新	旧												
<p>第1 趣旨 略</p> <p>第2 <u>メニュー</u> 本事業に、対象団体及び支援内容が異なる2つのメニューを設ける。 <u>(1) 通常枠</u> 当該事業による講師派遣を希望する団体に対し講師を派遣し、講師料及び講師旅費を県が負担する。 <u>(2) 学校枠</u> 当該事業による講師派遣を希望する学校に対し講師を派遣し、講師料、講師旅費及び花材代等を県が負担する。</p> <p>第3 応募方法 講師派遣を希望する団体（以下「申請団体」という。）は、花緑出張サービス申請書（以下「申請書」という。）を、農芸振興課に提出するものとする。<u>なお、第2に掲げるメニューごとの応募については、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="159 901 1079 1094"> <thead> <tr> <th></th> <th>通常枠</th> <th>学校枠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請書様式</td> <td>様式第1-1号</td> <td>様式第1-2号</td> </tr> <tr> <td>申請書提出期限</td> <td>講座実施日2週間前</td> <td>講座実施日3週間前</td> </tr> <tr> <td>最大申請件数</td> <td>3件</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table> <p>*<u>学校枠を利用した学校が通常枠に申請する場合は、両枠合わせて3件までとする。</u></p> <p>第4 応募方法 略</p>		通常枠	学校枠	申請書様式	様式第1-1号	様式第1-2号	申請書提出期限	講座実施日2週間前	講座実施日3週間前	最大申請件数	3件	1件	<p>第1 趣旨 略</p> <p>※新設</p> <p>第2 応募方法 当該事業による講師派遣を希望する団体（以下「申請団体」という。）は、花緑出張サービス申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を、農芸振興課に提出するものとし、<u>同一申請者の申請件数は、最大3件までとする。</u></p> <p>第3 応募方法 略</p>
	通常枠	学校枠											
申請書様式	様式第1-1号	様式第1-2号											
申請書提出期限	講座実施日2週間前	講座実施日3週間前											
最大申請件数	3件	1件											

第5 対象団体

(1) 通常枠

- ア 県内小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園、保育園等
- イ 県内市町
- ウ 県内企業、事業所
- エ ふじのくに花の都しずおか推進協議会の構成団体
- オ 地域花の都推進協議会の構成団体
- カ 地域の花づくりグループ
- キ その他農芸振興課長が必要と認めるもの

(2) 学校枠

ア 県内小学校、特別支援学校（小学部）、義務教育学校（1年生から6年生）

ただし、過去2年度の間「花緑出張サービス」「学校中花いっぱい大作戦」のいずれの事業も実施していないこと

第6 対象団体

略

第7 募集及び出張期間

別に定める。

第8 事業の決定

農芸振興課長は、申請書の内容を審査し、第6に該当し、かつ、必要性が高く、効果が大きいと認められるものを当該事業の対象として決定する。申請団体宛てに花緑出張サービス決定通知書により通知し、講師宛てに講師の依頼書により通知する。なお、花緑出張サービス決定通知書及び講師の依頼書の様式は、次の表のとおりとする。

	通常枠	学校枠
花緑出張サービス決定通知書様式	様式第2-1号	様式第2-2号
講師の依頼書様式	様式第2-3号	

第4 対象団体

当該事業の対象とする団体等は、次のいずれかの団体等とする。

- (1) 県内小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園、保育園等
- (2) 県内市町
- (3) 県内企業、事業所
- (4) ふじのくに花の都しずおか推進協議会の構成団体
- (5) 地域花の都推進協議会の構成団体
- (6) 地域の花づくりグループ
- (7) その他農芸振興課長が必要と認めるもの

第5 対象団体

略

第6 募集及び出張期間

別に定める。

第7 事業の決定

農芸振興課長は、申請書の内容を審査し、第5に該当し、かつ、必要性が高く、効果が大きいと認められるものを当該事業の対象として決定し、花緑出張サービス決定通知書（様式第2号）により通知する。なお、リモート開催については、農芸振興課長が認めた場合実施を許可する。

第9 実施報告

当該事業を実施した団体は、実施後7日以内に、花緑出張サービス実施報告書を農芸振興課長に提出する。

当該事業により派遣された講師は、実施後7日以内に、花緑出張サービス講師派遣報告書を、事業を実施した団体を経由して農芸振興課長に提出する。

なお、花緑出張サービス実施報告書及び講師派遣報告書の様式は、次の表のとおりとする。

	通常枠	学校枠
花緑出張サービス実施報告書様式	様式第3-1号	様式第3-2号
花緑出張サービス講師派遣報告書様式	様式第4号	

第10 講師派遣に対する支払い

略

第11 花材の調達 (学校枠のみ)

県は、学校枠で実施する事業で使用する花材等を、申請書に基づき調達するものとし、1申請で県が調達する花材費の上限は9万円とする。

第12 事務局

略

第13 その他

略

第8 実施報告

当該事業を実施した団体は、実施後7日以内に、花緑出張サービス実施報告書(様式第3号)を農芸振興課長に提出する。

当該事業により派遣された講師は、実施後7日以内に、花緑出張サービス講師派遣報告書(様式第4号)を農芸振興課長に提出する。

第9 講師派遣に対する支払い

略

※新設

第10 事務局

略

第11 その他

略